

# マイナンバー制度開始に伴う 介護保険の手続き変更のお知らせ

平成 28 年 1 月 からマイナンバー制度が開始されたことに伴い、介護保険の手続きにおいてマイナンバー（個人番号）の記入、所定の本人確認等が必要になりました。

## マイナンバー（個人番号）が必要な申請書・届出書類

※平成 28 年 1 月から、下記の申請書・届出書の様式が変更になりました。

### <認定関係>

- 介護保険（要介護認定・要支援認定・要介護更新認定・要支援更新認定）申請書
- 介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書

### <保険料・資格関係>

- 介護保険資格取得・異動・喪失届
- 介護保険住所地特例適用・変更・終了届
- 介護保険被保険者証交付申請書
- 介護保険被保険者証等再交付申請書（負担割合証含む）

### <給付関係>

- 介護保険基準収入額適用申請書
- 介護保険高額介護サービス費等支給申請書
- 高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- 介護保険負担限度額認定申請書
- 介護保険特定負担限度額認定申請書
- 介護保険負担限度額・特定負担限度額差額支給申請書
- 介護保険利用者負担額減額・免除等申請書
- 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書
- 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書【小規模多機能型居宅介護・複合型サービス】
- 社会福祉法人等利用者負担額軽減対象者確認申請書（社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度）
- 訪問サービス等利用者負担助成対象者認定申請書
- 訪問介護等利用者負担助成対象者認定申請書（市）

お問い合わせ先 鹿児島市介護保険課

<認定関係> 認定係 ☎ 099-216-1278

<保険料・資格関係> 保険料係 ☎ 099-216-1279

<給付関係> 給付係 ☎ 099-216-1280

※詳しくは、鹿児島市介護保険課のホームページをご確認ください。

## マイナンバー（個人番号）提供時に必要な書類について

### ① 本人（被保険者）による申請の場合

（ア）本人の番号確認書類 （イ）本人の身元確認書類

### ② 代理人による申請の場合

（ア）被保険者の番号確認書類（またはその写し） （イ）代理人の身元確認書類  
（ウ）代理権の確認書類

### ③ 代理権のない使用者による申請の場合

（要介護・要支援認定の代行申請はこちらに該当します。）

※完成された申請書の提出を行うだけに過ぎない場合、来庁者は申請者の使用者とみなします。この場合は、申請書を封筒に入れるなどの措置を行い、提出時まで使用者にマイナンバーが見えないように注意してください。また使用者に代理権はありませんので、申請書への書き込み・訂正は行えません。

<必要なもの>

（ア）被保険者の番号確認書類の写し （イ）被保険者の身元確認書類の写し

## <確認書類の例>

(ア) 番号確認書類	①マイナンバーカード(個人番号カード)又はその写し	
	②通知カード※又はその写し ※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きが取られている場合に限り、利用可能。	
③マイナンバー記載の住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し		
(イ) 身元確認書類 (マイナンバーが必要な手続きの場合)	1点でよいもの	マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、敬老パス、友愛パス、居宅介護支援専門員証など
	2点必要なもの (上記の提示が困難な場合)	介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証など
(ウ) 代理権の確認書類	法定代理人の場合	戸籍謄本や登記事項証明書など
	任意代理人の場合	委任状

※原則として代理権の確認書類は、上記書類となりますが、要介護・要支援認定申請においては被保険者の介護保険被保険者証の原本をもって代理権の確認書類とします。

## 注意事項

- ・個別の申請により別途、申請書・添付書類等が必要となります。
- ・マイナンバー（個人番号）の記載が必要な手続きにおいては、マイナンバーを記載するとともに、受付時の本人確認のための書類が必要であることが関係法令などで規定されています。ただしマイナンバーの記載がない場合でも、その他の記載内容に問題がなければ申請は受理します。
- ・本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合等には、申請書にマイナンバー（個人番号）を記載せずに受け付けることとなっています。